

スポーツにおける「規則」概念の分析

—M. ウェーバーの「規則」概念の分析を手掛かりにして—

楠 戸 一 彦

広島大学総合科学部保健体育講座

(1986.10.31 受理)

An Analysis of Methodological Significances of the Concept "Rule" in Sport

Kazuhiko KUSUDA

Abstract

Discussing of the function and structure of the concept "rule" in sport, it should be necessary to make the conceptual meanings of rule clear and to use it without confusing of methodological significances of it. On this paper, based on the methodology of social science by Max Weber (1864—1920), the conceptual meanings of "rule" are analyzed and the methodological significances of it are clarified.

According to the analyses of concept "rule" by M. Weber, this concept is divided into three meanings. The first means "Law" (natural law), or a proposition of the causal relation in the empirical reality. The second means "Norm", or general orders to conduct. The third means "Maxime", or an idea to the normal sense of rules.

On the other hand, the methodological significances of rule are as follows;

1) the statement in itself of rule are directly evaluated (Politische Betrachtung), 2) the statement of rule are dogmatically argued (Dogmatische Betrachtung), 3) the conducts, which are regulated by rule, are empirically evaluated (Zweckmässige, Juristische, und Ethische Betrachtung), 4) the concept in itself of rule is the premise to empirical study (Ideal-Typus), and finally the rules are, historically and theoretically, studied with relation to the "culture" (Sozialwissenschaftliche Betrachtung).

1. はじめに

1) 問題の所在

スポーツという人間の行為は、「ルールによって構成されているが同時にルールによって支配されている」¹⁾が故に、そこではルール(規則)が極めて重要な役割を果たしていることは言うまでもない。最近、このルールの観点からスポーツの構造と機能を明らかにする試みが、スポーツ社会学やスポーツ哲学(体育原理)においてなされている。しかしながら、これらの論稿にお

いては、後述するような M. ウェーバーの科学的方法論の立場に立つならば、規則の概念的意味やその認識方法論上の意義が必ずしも十分に分析されているとは思われない。

例えば、菅原の『スポーツ規範の社会学 ルールの構造的分析』においては、「明示的スポーツ・ルールの機能」として「1) ルールはスポーツを構成する。2) プレイヤーの行動を規制する。3) スポーツに文化的影響をもたらす。4) 機会を平等にする」という四つの機能が挙げられている²⁾。しかし、ここでは「類概念」としての機能(1)と、「規範的概念」としての機能(2)(4)と、「経験的概念」としての機能(3)とが混同されてはいないだろうか。また、従来のスポーツ・ルールの研究者が「絶対的・個別主義的評価主義、すなわちラートブルフのいう『価値盲目』主義に終始してきた」と批判する守能は、「社会学としてのルール分析」においては「ルールが規定する内容そのものを問題とする」法解釈学的立場と、「ルールが『なぜ』『なんのために』あるのかを問うもの」である法社会学的立場とを明確に区別しなければならないことを強調している³⁾。しかし、彼が「スポーツとは…それ自身としては倫理的に無色の活動である」と再三強調する時、社会科学における「価値自由」(Wertfreiheit)の問題や、「規範的考察」と「経験的考察」との方法論上の峻別に対する彼の理解に疑問を抱かざるを得ない⁴⁾。更に、中村の提唱した「スポーツ・ルール学」における研究目的の一つは、「スポーツのルールが、何を、どのように規定し、またなぜそのように規定したのか、あるいは今日予測しうる他の規定をなぜ採用しなかったのかなどについて考察し、スポーツのルールに包摂されている歴史的、文化的、思想的等の諸条件を明かにすること」である⁵⁾。しかし、ここにおいてもルールの「教義学的」認識の方法と「経験的」認識の方法とが区別されておらず、また社会科学における「存在と当為」の方法論的二元論の問題が必ずしも明確に自覚されているとは思われない。

このような従来のスポーツ・ルール(規則)の研究においては、規則の概念やその認識の方法論上の意義が必ずしも十分に分析されていないのではないかという問題関心から、本稿では、スポーツにおける規則を認識の対象とする場合の規則概念の意味とその方法論的意義を論定することを課題としている。その場合、本稿の所論の基礎となっているのは、「今世紀最大の社会学者」といわれるマックス・ウェーバー(1864—1920)における「規則」(Regel)概念の意味分析とその認識方法論上の意義分析である。というのは、ウェーバーは1907年に著わした「R. シュタムラーにおける唯物史観の『克服』」(R. Stammers Ueberwindung der materialistischen Geschichtsauffassung)——以下、『シュタムラー論文』と略——という論文において、トランプ遊びの一種であるスカートを「『歴史』が明らかにし、『社会科学』が取り組む文化の基礎的な構成要素」として措定し、この競技(Spiel)の規則の認識のあり方を論じているからである⁶⁾。

2) 『シュタムラー論文』におけるウェーバーの意図

M. ウェーバーが『シュタムラー論文』において意図していたのは、19世紀末のドイツの法哲学に大きな影響を与えた新カント主義的法哲学者であるルドルフ・シュタムラー(Rudolf Stammeler, 1856—1938)の代表的な著作である『唯物史観による経済と法——社会哲学的一研究』(Wirtschaft und Recht nach der materialistischen Geschichtsauffassung. Eine sozialphilosophische Untersuchung. 2. Aufl. 1906)の批判である。ウェーバーによれば、「シュタムラーの著作は、そのなかでくりかえし強調されているように『唯物史観』を科学的に『克服』しようとする」⁷⁾。

シュタムラーのこの「克服」の試みに対して、ウェーバーは先ず彼の「唯物史観」の捉え方と、この史観の克服の基盤となる認識論とを批判的に検討する。この検討の中でウェーバーは、シュタムラーの目的を「明らかに『社会生活』が『自然』とは全く異なる考察の対象であることを示し、同時に社会科学の原理が『自然科学的方法』とは論理的に異ならざるをえないことを説明す

ることによって、『社会生活に関する科学』が『自然科学』とは端的に異なるものであることを、証明することにある」と指摘している⁸⁾。このように、シュタムラーは自然科学と社会科学との対象と方法との相違を、科学的な認識の基盤から明らかにしようとしているのであるが、しかし、ウエーバーはシュタムラーの定式化は不明確であいまいであると批判する。というのは、シュタムラーは『「統一性」』『「法則性」』『「連関」』『「視点」』を極めて無頓着に使用しており、「事実認識と事実評価」「生起の法則性と認識作用の規範」「認識根拠と実在根拠」などを混同しているからである⁹⁾。これに対して、ウエーバーは「自然」概念の分析を通じて「自然科学」と「社会科学」における対象と認識方法との相違を論じている。

次いで、ウエーバーはシュタムラーの全論証がその上に構築されている「社会生活」という概念における決定的な特徴である「規則」(Regel) 概念を取り上げ、この概念の意味をさまざまな角度から検討している。即ち、1) 「規則性」としての「規則」と「規範」としての「規則」、「格率」(Maxime) 概念、2) 競技規則 (Spielregel)、3) 法規則、4) 法律学的概念と経験的概念、との四つの項目に渡って検討を加えており、『シュタムラー論文』の大部分をこれらの検討に費やしている。これらの検討を通じて、ウエーバーは規則における「存在一当為」の峻別、規範的考察と経験的考察における方法的区別を強調している。

3) 問題の設定

既に言及したように、本稿の問題関心は M. ウエーバーの規則に関する所論に依拠しながら、スポーツの規則を研究の対象とする場合の規則概念の意味と方法論上の意義を論定することにある。そこで、本稿では次ぎのような問題を設定した。1) 規則の意味分析、2) 規則の評価的考察の方法、3) 規則の経験的考察の方法。このように、本稿での問題範囲は認識の方法論上の諸問題に限定されており、従って何か具体的なスポーツ規則を取り上げてその社会的あるいは歴史学的解明を意図しようとするものではない。

ところで、本稿はウエーバーの『科学論文集』の『シュタムラー論文』における科学方法論に依拠しているのであるが、例えば『シュタムラー論文』におけるシュタムラーに対するウエーバーの理解が正しいかどうか論定したり、この論文から彼の唯物史観に対する見解を引き出そうとしたり、あるいは彼の『科学論文集』における『シュタムラー論文』の位置を論じようとするものでもない。更に、『経済と社会』における『法社会学』¹⁰⁾と『シュタムラー論文』との内的連関を解明しようとするものでもない。つまり、本稿ではウエーバーの社会科学方法論の全体像を描くことを意図するものではない。いわば、「規則」という窓を通じて彼の科学的方法論の一端をスポーツ規則の考察の方法論に適用してみようということである¹¹⁾。その場合、ウエーバーの社会科学方法論の一端は次ぎの点に焦点が当てられる。認識の方法論における「存在一当為」の二元論、即ち規範的認識と経験的認識あるいは価値的評価と事実的認識との区別の問題、及び経験的認識における「規則」概念の意義に焦点が当てられる。それ故、本稿ではスポーツの規則を対象とした「文化史的」(歴史的)あるいは「文化論的」(社会学的)な認識の方法論の問題が主要なテーマなのではなく、規則を認識の対象とする際の「存在と当為」あるいは「事実認識と価値評価」の峻別の問題に主要な関心がある。最後に、本稿の問題の焦点は規則を巡る方法論上の問題にあるが故に、ウエーバーの著作における「遊戯」や「スポーツ」概念の分析もここでは除外される¹²⁾。(尚、以下では「規則」という表記を統一的使用することにする)。

2. 「規則」概念の意味

スポーツの規則を考察の対象とする場合、規則概念の意味を多義的であいまいなままに使用するならば、それは論義の混乱を招くだけであろう。従って、スポーツの規則に限らず規則の一

般的な意味を分析し、一定の観点の下で論じることが重要である。M. ウェーバーは『シュタムラー論文』において、「規則」概念の一般的な意味を「規範」(Norm)、「規則性」(Regelmässigkeit)、「格率」(Maxime)の三つに分析している。

1) 規範としての規則

われわれがスポーツの「規則」を対象にして論じる場合、一般的には規則の「規範的な意味」が想定されている。すべてのスポーツ種目の規則集には、「誰を勝者にすべきか」あるいは「いかなるプレイを反則とすべきか」などということに関する条項が必ず含まれている。このように、スポーツの規則という場合、そこでは先ず第一にスポーツ的行為における「当為(Sollen)の一般的言明」、すなわち「規範」が意味されている。われわれはこの規則の規範的意味を「価値判断」の基準として、様々なスポーツ的行為を「評価」しているのである。しかも、「当為の一般的言明」の内容は倫理的規範に留るものではなく、合目的・法的・美的などの内容を含んでいることは言うまでもない。

2) 規則性としての規則

規則という概念は、「当為の一般的言明」としての規範的な意味だけでなく、「経験的現実」における「規則性」の意味でも使われる。この規則性は、「因果的な結合に関する一般的言明、つまり『自然法則』を意味している¹³⁾。この場合、「自然」概念は後述するように「対象」を意味するのではなく、「考察方法」を意味していると理解されなければならない。従って、考察方法の観点の下での「自然法則」は「(例外がないという意味での)無条件の厳密性を有する一般的因果命題」を意味している¹⁴⁾。

しかしながら、「法則」という概念を前述の「絶対的な厳密性を有する普遍的な因果的命題」に限定するならば、「規則」という概念はそのような厳密性を持たないすべての「経験的命題」に対しても用いられる。この場合、規則概念は、例えば「人間は必ず死ぬ」というような「確かに経験的に例外のないことが特色ではあるが、その例外のないことによって決定的な因果的制約性に対する理論的に十分な洞察を欠いているような、いわゆる『経験的法則』から、例えばあるスポーツ選手の技術が上手か下手か、あるいはあるゲームでの戦術は妥当であるか、ということなどに対する判断の基準となるような「普遍的な経験的命題」まで含んでいる¹⁵⁾。このように、規則性という意味での規則概念は、先ず「一般的因果命題」を意味しており、この命題は更に「絶対的な厳密性」という観点から「自然法則」と「経験的法則」と「経験的命題」という三つの意味を含んでいる¹⁶⁾。

ところで、スポーツに限らず規則を問題にする時は、言うまでもなく、規範としての意味と規則性としての意味を混同することは許されない。すなわち、前者は「存在すべきもの」(当為)に属し、後者は「存在するもの」(存在)に属しており、両者は論理的に異なった地平にあるからである。この存在と当為の峻別は極めて重要であり、後述の考察方法の個所でもう一度言及するであろう。

3) 格率としての規則

規則という概念の第三の意味は、「格率」である。ウェーバーによれば、『規則(Regel)』および『規制されている((geregelt)』という概念には、その意味からすれば極めて単純な以上二つの根本的意義のほかには別な意義があるのであって、この両者のいずれかに無雑作にそのまま吸収されるようには思われぬ。それに属するものとしてはまず行為の『格率』と普通呼ばれているものがある¹⁷⁾。この行為の格率は、『規範』についての表象であり、行為の事実上の動因として作用するもの¹⁸⁾である。しかし、「規則に従う」という場合、行為する人の表象は「当為の一般的な命令」としての規範だけでなく、「存在の経験的な規則」にも向けられる。例えば、「私

の消化は規則正しい」という時、この言明における規則には二つの意味が内包されている。即ち、一方では「私の消化は規則正しく行なわれている」という『自然』について観察された…一つの経験的事実」としての意味と、他方では病気になるためには「私の消化は規則正しく行なわれなければならない」という『自然』に向けて要求されたもの、つまり「追求される一つの理想、事実を『評価的に』測る基準となる一つの『規範』」としての意味である¹⁹⁾。

以上を要約すると、『規則』概念には下記の三つの意味が内包されていることが明らかになった。即ち、1) 経験的存在に関する経験的法則（自然法則、経験的法則、経験的命題）、2) 当為の一般的言明としての規範、3) 規範に関する表象である格率、の三つの意味である。従って、スポーツの規則を対象として考察する場合にも、これら三つの意味が区別されなければならない。すなわち、1) スポーツ的行為に対する「当為の一般的言明」としての規範的な意味、2) スポーツ的行為に関する経験的な規則性の意味、3) スポーツをする人の規則に対する表象である格率の意味が区別されなければならないであろう。

3. 規則の評価的考察

1) 方法論的二元論

前述のように、規則概念には経験的現実（存在）の規則性と一般的命令（当為）としての規範との二つの意味が内包されている。規則を認識の対象とする場合、この区分は極めて重要である。

ウェーバーは『シュタムラー論文』において「自然」概念の意味を、1) 対象の限定、2) 考察方法、3) 存在と当為という三つの観点から分析している。この内、存在と当為の観点の下での自然概念は、「経験的＝因果的な『説明』を得ようとする学問の全体」を意味する「自然科学」と理解される²⁰⁾。この意味での「自然科学の範囲は、因果性のカテゴリーを使って行なわれる研究の範囲とびったり重なり」、「歴史科学」の対象全体までも含まれている²¹⁾。この場合の自然科学に対立するのは「教義的な学問」、つまり「規範的もしくは教義的＝概念分析的な目標を追及する学問」（例えば、論理学、倫理学、数学、法教義学、神学的教義学など）である²²⁾。従って、この観点の下では、「経験的に存在するもの」と「教義的に存在すべきもの」とは明確に区別されるべきである。このように、ウェーバーの方法論的立場は「存在＝当為一元論」ではなく、「存在と当為」の二元論に立脚するものである。しかも、「存在＝当為二元論は没価値性原理（Wertfreiheit）と同様、事実と価値、存在と当為の異質性を科学的論議の大前提とする価値前提、つまり文字通り方法論上の準則」である²³⁾。

この方法論上の準則は、規則を対象として考察する場合にももちろん順守されなければならない。すなわち、規範的規則を対象とする場合と経験的規則性を対象とする場合とは、方法論的に区別されなければならない。スポーツの規則といえども、それを科学的認識の対象とする限り、この方法論的二元論は守られなければならない。規範的考察（あるいは価値的評価）と経験的考察とは区別されなければならない。

2) 規則の評価的考察

さて、スポーツの規則の規範的な考察では、先ず規則の規範の意味、つまり「当為の一般的言明」の内容自体が純粹に評価の対象となる。この場合、規範の意味は 1) 「実践的評価的」つまり「政策的」、2) 「教義学的」、という二つの観点から論議の対象にされる。

先ず、規則は実践的評価的に論議される。すなわち、規則すなわち規範的命題の内容そのものを直接に評価するような論議である。例えば、「日本体育協会アマチュア規定」の「スポーツで得た名声を商業宣伝のために使った者」は体育協会加盟の競技団体の競技者として登録できない

という条項²⁴⁾は、様々な観点から直接的評価の対象となる。つまり、スポーツ倫理的にはこの条項の規範としての「当否」が論議される。また、特定の「文化理想」あるいは「政策的」要請からはこの条項に含まれている理念の実現に対してそれが価値のあるものなのかどうか、更に「階級的」もしくは「個人的」利害の立場からはこの条項が「有利」なのか「不利」なのか、といったことが討議されるであろう²⁵⁾。このように、規則の直接的評価の基準つまり価値的立場は一元的ではなく、多元的である。従って、実践的評価の論議の際には、評価の基準がどこにあるのか、ということを見極めることが非常に重要である。

次に、規則は「教義学的に」論議される対象となる。即ち、ある規範的命題が「概念的に何を意味するか」という問題である。換言すれば、ここでは、規範的命題として「現われてくる一つの言語構成体にはどのような意義が、すなわちどのような規範的意味が論理的に正当な仕方で帰属すべきであるか、ということの問題にする」のである²⁶⁾。例えば、先のアマチュア規定の諸条項から「アマチュア競技者」という概念の意味が論理的に導出できるかどうか、というような問題である。

さて、評価の論議においては規則自体の規範的な意味だけではなく、規則に従っている人の行為も評価の対象となる。この場合、評価の基準としての規則は1) 法的、2) 合目的、3) 倫理的、という三つの観点から論議される²⁷⁾。「本来の法学」的考察では、ある具体的な行為は規則に「正しく」従っているのかどうか、という評価が問題にされる。例えば、サッカーにおけるあるプレイが「オフ・サイド」の規則に違反しているのかどうか、というような問題である。

次に、合目的評価においては、あるプレイヤーが具体的に「上手に」、すなわち目的に適うようにプレイをしたかどうかという問題が論議の対象となる。この論議において、プレイヤーの具体的なプレイの合目的性を評価する基準となるのは、さまざまな「経験的規則」である。例えば、野球の試合において「バント」の攻撃がその局面において一点を取るという目的に対して合目的な「戦術」なのかどうか、あるいはその場合の打者のバントが「技術的に」上手に為されたのかどうか、というような問題である。

さらに、ある具体的なプレイは倫理的な観点からも評価の対象となる。例えば、柔道では試合の仕方が「見苦しく卑怯である」と判断されれば、その者は負と判定される。また、相手のチームを勝たせるような不注意なプレイは、チームメイトから非難されるのが常である。しかし、相手チームに勝つためにチームメイトの誰かを「犠牲」にすること―「人間的には最高に排斥されるべき格率」―は、経験的なスポーツの倫理からはあまり強く非難されないのが通例である²⁸⁾。

このように、プレイヤーの具体的なプレイのさまざまな方向での「評価」に対応して、プレイヤーの「法的」「目的」「倫理的」な規範に対する格率が区別される。しかし、「規範的考察…において『観念的に妥当する』ものとして取り扱われるさまざまな方向性を持つ格率は、われわれが純粋に経験的・因果的な考察の領域に踏み込むや否や、プレイヤーの実際の行為を…決定するような事実上の思惟の複合体へと溶け込んでしまう」²⁹⁾。この場合、格率は後述の経験的な考察の対象となる。

4. 規則の経験的考察

1) 経験的考察の方法

経験的考察の対象となるのは、「経験的な現実」である。既に見たように、存在と当為の観点の下では、経験的考察は「経験的＝因果的に説明すること」である。この経験的考察を「考察方法」の観点から見れば、二つの方法が区分される。すなわち、「『普遍的なもの』、時間を越えて妥当する経験的規則（『自然法則』）を目指す経験的現実の研究」つまり自然科学と、「経験的

現実の『個性的なもの』を因果的・被制約性において考察する」歴史科学である³⁰⁾。このように、経験的＝因果的認識には、普遍的な因果的規則性を追及する自然科学と、個性的な経験的現実を因果的に追及する歴史科学とがある。

それでは、以上のような経験的考察にとって「規則」はいかなる意義を持っているであろうか。先ず、「あるプレイヤーが具体的に『間違っ』プレイしたのは何故か（故意か過失かなど）」という問題は、まったく経験的、さらにいえば『歴史的な』性格のものである³¹⁾。これに対して、1) 規則が経験的認識の「前提」となる場合と、2) 規則と人間の「文化生活」³²⁾との経験的な関係が問題になる場合とでは、規則の論理的な意義は異なってくる。

2) 経験的考察の前提としての規則

規則は経験的な解明の前提として、論理的にまったく異なる三つの意義を持っている。すなわち、1) 「対象を限定する場合の分類的、概念的」意義、2) 「因果的認識の場合の発見的」意義、3) 「認識さるべき対象自体の一つの因果的決定要因」としての意義、である³³⁾。

ある具体的な行為に例えば「サッカー」という性格規定を与えるのは、サッカーの規則からみて重要であると思われるような事象である。従って、この規則の規範的な意味に関する思惟的な内容が、一群の事象から「概念的に本質的なもの」を選択する基準となるのである。換言すれば、「われわれは一群の事象の中に規範の適用に対して意義があると思われるものが見出される時、この一群の事象を『スカート』(あるいはサッカー)として『分類する』のである³⁴⁾。このように、『規範』の立場からする有意義性が研究の対象を限定する」のであり、この有意義性が因果的説明の「出発点」となる³⁵⁾。

次に、プレイヤー達の行為の「経験的な因果関係」を認識しうるためには、そのプレイに関する規則についての知識だけが役に立つ。つまり、われわれは「規範」についての知識を「発見的手段」として使用する。例えば、サッカーにおいてある戦術が取られた場合、そのゲームがある特定の経過をたどる「チャンス」について、「一般的な命題」を立てようとする時には、次のような手続が取られる。先ず、「理念的なゲームの規則(サッカー規則)が実際に守られる」ことと、「厳密に合理的に、すなわち目的論的に『合目的的に』ゲームが行なわれる」ということを、「前提」にする。次いで、サッカーの規則についてのさまざまな知識を利用することによって、ある戦術の特定の経過に対する「蓋然性」を導き出すのである³⁶⁾。

最後に、規則は認識さるべき対象自体の一つの因果的決定要因となる。この場合、問題となるのはプレイヤーの「格率」³⁷⁾である。「ゲームの規則は一つの因果的要因である。プレイヤーの実際の行為の動機になるのは、いうまでもなく『スカート規則』(サッカー規則)の『理念的な』規範としての『ゲームの規則』ではなく、彼らがその時々規則の内容や拘束力について思い浮かべる表象である」³⁸⁾。

3) 理論的・歴史的考察の対象としての規則

スポーツの規則は、規則自体の価値評価的——政策的、教義学的——な考察、規則に従っているプレイヤーの具体的なプレイの評価——法学的、目的論的、倫理的など——、プレイヤーの具体的なプレイの純粹に歴史的な考察、あるいは経験的＝因果的認識の前提としての規則の意義の外に、「文化生活」の経験的な経過との関係が考察の対象とされる場合がある。この場合には、前述のような規範的考察と経験的考察とは認識の方法が異なってくる。

ある具体的なスポーツのゲームの経過を経験的・歴史的に解明しようという場合には、対象の構成はそのゲームの規則の規範的意味に照らして諸事実が持つ意義にかかっていた。しかし、ある具体的なスポーツの行為——例えば、サッカーのプレイ——を規則以外のさまざまな諸連関との関係において歴史的あるいは理論的に考察する場合、経済的・政治的・社会的など規則と

は異なったメルクマールや、規則には関係のないメルクマールからの事実も認識の「関心」を引くからである。(歴史的考察とは「現実の中で『文化価値』にかかわらしめて意義のある特定の構成部分が、その因果的に出来上がった姿において説明される」ことを意味し、理論的考察とは「そのような構成部分が生じてくる因果的諸条件に関する、あるいはその因果的な作用に関する、一般的命題を得る」ことを意味する)³⁹⁾。このように、スポーツ規則が文化生活との関係において理論的あるいは歴史的な考察の対象となる場合には、前述の「考察方法」の観点からの「自然科学的」方法と「歴史科学的」方法とが採用されなければならない。(この点については、問題の領域が余りに拡大されるので、稿を改めたい)。

最後に、スポーツの規則と法的規則との相違について言及しておきたい。両者の間には基本的な相違はない。ただ、文化生活に対する意義において異なる。つまり、法律学上の術語には他の学問領域へ転用されるという習慣がある。しかし、「全く実際上の理由から『スカート規則』が文化生活に対して持っている意義は僅かである」³⁹⁾。

5. 終りに

本稿の課題は、M. ウェーバーの『シュタムラー論文』における「規則」概念の分析を手掛かりにして、スポーツ規則の概念的意味と方法論的意義を論定することであった。本論で示したように、規則概念は当為の一般的言明としての規範的意味と、経験的現実の規則性としての意味と、規範に対する表象である格率としての意味とに分析されることが明らかになった。他方、認識の対象としての規則の意義では、存在と当為との方法論的二元論に立脚した評価的考察と経験的考察とが峻別されなければならないことが強調された。この内、評価的考察は規則の規範的言明自体を対象にした実践的評価的考察と教義学的考察と、この規範的言明を評価の基準とした経験的=具体的な行為の法的・合目的・倫理的な評価的考察とに分けられた。また経験的考察では、経験的=具体的な行為の純粋に因果的な歴史的考察と、経験的=因果的な考察における前提としての規則の三つの意義と、規則と文化生活との関係の歴史的・理論的考察とが示された。スポーツの規則を考察の対象とする場合には、これら本稿で示されたような規則概念の意味や方法論上の意義を混同しないことが重要である。

ただ、本稿では、スポーツの規則と「文化生活」とのさまざまな諸連関を経験的=因果的に考察する際の方法論については、簡単に触れるに留まった。この問題は経験科学全体に及ぶ問題であり、ひいては科学論にまで及ぶ問題である。この残された問題については、稿を改めて論じることにした。

注

- 1) 菅原 礼(編者):「スポーツ規範の社会学ルールの構造分析」, 不昧堂書店, 東京, 昭和55年, p. 9.
- 2) 前掲書, pp. 68-72.
- 3) 守能信次:「スポーツとルールの社会学」, 名古屋大学出版会, 名古屋, 1984, pp. 10-17.

彼は本書において「社会科学としてのルール分析」の必要性を強調しているのであるが、しかし「第一章 スポーツ・ルールの捉え方」において「法解釈学」と「法社会学」との方法論が具体的に展開されていないのは残念である。更に、彼はラートブルフの「価値盲目主義」に言及している(23頁)のであるが、この点に関しては彼に誤解があると思われる。ラートブルフは『法哲学』(ラートブルフ著作集第一巻 田中耕太郎訳 東京大学出版会 東京 1961 105-112頁)の「第一章 現実と価値」において、価値に対する態度として「価値盲目的態度」「価値評価的態度」「価値関係的態度」「価値超克的態度」の四つに分けて、次ぎのように述べている。「価値盲目的態度は、それが方法的に行なわれるならば、自然科学的思維の本質であり、価値評価的態度は、それが体系的に行なわれるならば、価値哲学をその三部門、すなわち論理学、倫

- 理学および美学において特徴づける」。(106頁)
- 4) 前掲書。特に「序論」および「第一章」を参照のこと。
 - 5) 中村敏雄：“スポーツの風土 日米比較スポーツ文化”，大修館書店，東京，1982 pp. 232—234.
 - 6) Weber, M.: "R. Stammlers "Ueberwindung" der materialistischen Geschichtsauffassung." in: J. Winckelmann (Hrsg.): "Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre." J.C.B. Mohr, Tübingen 1982 (5. Aufl.) S. 291—383. —以下，WL. と省略—ここでは377頁。(松井秀親訳：“R. シュタムラーにおける唯物史観の「克服」，『世界の大思想 11—7. ウェーバー宗教・社会論集』，河出書房，東京，昭和43年，pp. 3—65) 以下，本稿でのウェーバーの『シュタムラー論文』の引用の訳文は，松井訳を参考にしながら筆者の責任において訳したものである。
 - 7) WL. S. 293/4.
 - 8) WL. S. 320.
 - 9) WL. S. 303—06.
 - 10) Weber, M.: "Wirtschaft und Gesellschaft. Grundriss der verstehenden Soziologie." J.C.B. Mohr. Tübingen 1980 (5. Aufl. Studienausgabe). S. 181. (世良晃志郎訳：“法社会学” 創文社，東京，昭和51年)。この中で，ウェーバーは「法社会学」について次のように述べている。「社会学的な考察方法は，共同社会行為に参加している人たち—そのうちでもとくに，この共同社会行為に対する事実上の影響力を，社会的に重要な程度に握っている人たちが，一定の秩序を妥当力あるものと主観的にみなし，また實際上そのようにとり扱う，つまり彼ら自身の行為をこの秩序に志向させる，というチャンスが存在している場合，このことによって，ある共同体内部で，事実上何が起こるか，ということの問題にする」(世良訳3頁)。
 - 11) 本稿では，ウェーバーの『科学論文集』あるいは『シュタムラー論文』を理解するにあたって，次の著作を参考にした。浜井 修：“ウェーバーの社会哲学 価値・歴史・行為”，東京大学出版会 東京 1982. 及び，林 道義：“ウェーバー社会学の方法と構想”，岩波書店，東京 昭和45年。
 - 12) 「遊戯」については，林が前掲書において「ウェーバーの Spiel (遊技) 概念と日本の高度成長」(341—354頁)を論じている。更に，ウェーバーは前掲の『経済と社会』において「闘争」の概念との関連で「スポーツ」を「ルールに従った闘争的遊技」と定義している。M. Weber: Wirtschaft und Gesellschaft. S. 20. (清水幾太郎訳：“社会学の根本概念”，岩波書店 東京 昭和47年 62頁)。
 - 13) WL. S. 323.
 - 14) WL. S. 323/4.
 - 15) WL. S. 323/4.
 - 16) しかし，K. ポパーが指摘しているように，ウェーバーは「法則」の論理的構造を十分に分析していないように思われる。そのために，本論でみるような「法則」概念のあいまいさが残るように思われる。Popper, K.R.: "The Poverty of Historicism." Routledge & Kegan Paul London, 1961. p. 146. (久野 収 市井三郎訳：“歴史主義の貧困” 中央公論社 東京 昭和43年219頁)
 - 17) WL. S. 323.
 - 18) WL. S. 329.
 - 19) WL. S. 329.
 - 20) WL. S. 322.
 - 21) WL. S. 322.
 - 22) WL. S. 322.
 - 23) 浜井：前掲書77頁
 - 24) 今村嘉雄・宮畑彦彦 (編)：“新修体育大辞典”，不昧堂出版，東京，昭和51年，1136—1137頁
 - 25) WL. S. 345.
 - 26) Weber, M.: Wirtschaft und Gesellschaft. 1980. S. 181. 世良訳：前掲書，3頁
 - 27) WL. S. 337/338. この外，スポーツにおいては美的な観点からの評価もある。
 - 28) WL. S. 338.
 - 29) WL. S. 338.

- 30) WL. S.321.
- 31) WL. S.337.
- 32) ウェーバーは「社会科学的・社会政策的認識の『客観性』という論文において「文化」概念について、次ぎのように述べている。「われわれにとって、経験的実在は価値理念と関係せられる限りにおいて、『文化』である」(WL.S.175.)。あるいは「文化とは、世界生起の意味のない無限のうちから人間の立場において意味と意義とを以って考え出された有限の一片である」(WL.S.180)。(富永祐治・立野保男訳：社会科学方法論，岩波書店，東京 昭和43年 51/58頁)。
- 33) WL. S.342.
- 34) WL. S.340.
- 35) WL. S.340/341.
- 36) WL. S.342.
- 37) WL. S.339.
- 38) WL. S.343. なお、「法制史」に言及した注の中で、ウェーバーは「ある特定の法制度がある特定の過去の時代に『妥当』した」ということを経験的に考察する場合の留意点について述べている。「われわれは、…裁判官が場合によってはどのような判決を下すべきで『あった』かという問題をあまりに容易に設定する傾向が、従って教義的な構成を経験的な考察に持ち込む傾向がある」。「いかなる場合にもわれわれは、教義的な構成を、他の個所で述べたような意味での『理念型』として使用するのである」。(WL. S.357/358.)
- 39) しかしながら、『シュタムラー論文』が著わされた1907年をいう時代と現在とを比較するならば、スポーツの「規則」が「文化生活」に対して持つ意義は決して「僅か」ではないであろう。例えば、本稿で引用した「アマチュア規定」の変更は今日の社会にとって決して小さな意義ではないであろう。なお、ウェーバーの「法社会学」については、次ぎの論文を参照のこと。川村泰啓：“マックスウェーバーの「法」社会学」序論”，『法社会学』5（1954）1—45頁。